

# 現場技術委託業務要領

## (趣 旨)

第 1 条 この要領は、現場技術委託業務を行うために必要な事項を定めるものとする。

## (目 的)

第 2 条 現場技術委託業務は、高知県林業振興・環境部が発注する森林整備工事の品質を確保する観点から、現場における施工の監督、検査を徹底する体制を確保するために、管理技術者及び現場技術員を配置して監督業務の強化を図ることを目的とする。

## (業務内容)

第 3 条 現場技術委託業務は、受託者が、監督職員の指示を受けて、現場技術委託業務共通仕様書に掲げる業務に従事する。

## (委託の範囲)

第 4 条 委託する現場技術業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 契約図書で施工の方法、規格等の基準が定められている工事の出来形管理、品質管理、工程管理等の業務
- (2) 監督職員、請負業者、地元関係機関等との連絡業務
- (3) 監督職員の指示により行う業務
- (4) その他、現場技術委託業務共通仕様書に掲げる業務

## (委託対象)

第 5 条 委託対象工事は次のとおりとする。

- (1) 国庫補助事業の治山工事で請負対象金額が 4 0 0 万円以上の工事
- (2) 国庫補助事業の林道工事で請負対象金額が 1 0 0 0 万円以上の工事
- (3) 交付金事業の治山工事では、請負対象金額が 4 0 0 万円以上の工事  
林道工事では、1 0 0 0 万円以上の工事
- (4) その他必要と認められる工事。

## (委託先)

第 6 条 委託先は次のとおりとする。

一般社団法人 高知県山林協会

## (積算)

第 7 条 委託費の積算は次のとおりとする。

- (1) 森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野治第 2015 号〔最終改正〕平成 27 年 3 月 24 日付け 26 林整計第 861 号）を参考として積算する。
- (2) 従事日数は工事ごとに標準工期により積算する。

- (3) 1箇所の工事現場は週1回の現場業務を標準とする。(4回/月)
- (4) 1回の現場業務時は林道工事は2箇所の現場を、治山工事は3箇所の現場巡回を標準とする。
- (5) 現場技術員の拠点は林業事務所の所在地とする。
- (6) 直接人件費
- ア 現場技術員
- 現場技術者は、技術員を適用し次により人役を算出し計上する。
- ① 1工事現場当り標準現場技術業務回数  
 現場技術業務回数＝標準工期÷30日(1ヶ月)×4回
- ② 治山工事の場合・・・1回/3箇所  
 人役＝現場技術業務回数/3
- ③ 林道工事の場合・・・1回/2箇所  
 人役＝現場技術業務回数/2
- イ 管理技術者
- 管理技術者は、監督職員と打合わせ等を行うものとし、技師(A)を1人計上する。
- ウ 1ヶ月当り現場技術業務従事日数(20日/月)とする。
- エ 超過勤務費は考慮しないこととする。
- (7) 直接経費
- ① 事務用品費  
 監督に関する業務の場合を適用  
 事務用品費＝直接人件費×0.5/100
- ② 旅費交通費  
 旅費交通費＝拠点から現場までの往復距離×2/3×現場技術業務回数×車賃  
 ・現場までの片道距離は、小数点以下切り捨てとする。  
 ・運転距離は、拠点から現場までの往復距離の2/3とする。(小数点以下切り捨て)  
 ・車賃は、治山・林道委託単価の車賃による。
- (8) 直接原価  
 直接原価＝直接人件費＋直接経費
- (9) 間接原価  
 間接原価＝その他原価(25%)  
 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。  
 (その他原価)＝(直接人件費)×0.25/(1-0.25)
- (10) 一般管理費等(35%)  
 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。  
 (一般管理費等)＝(業務原価)×0.35/(1-0.35)
- (11) 業務原価  
 業務原価＝直接原価＋間接原価
- (12) 業務価格100万円以上(万円未満切捨)  
 業務価格100万円未満(千円未満切捨)

業務価格＝業務原価＋ 一般管理費等

(13) 消費税相当額

消費税相当額＝業務価格×消費税率

(14) 現場技術業務費

現場技術業務費＝業務価格＋消費税相当額

(設計変更)

第8条 委託費の変更処理については次のとおりとする。

特別な場合を除き変更はしない。

付則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

この要領は平成21年6月10日から施行する。

この要領は平成22年4月1日から施行する。

この要領は平成24年4月1日から施行する。

この要領は平成24年7月18日から施行する。

この要領は平成26年7月1日から施行する。

この要領は平成27年7月1日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。